令和7年度税制改正要望事項(新設·拡充·<u>延長</u>)

(厚生労働省社会・援護局援護・業務課)

					-14 393 H-117		
項目	名	戦没者等の遺族に対する特別 措置の存続	弔慰金に関する非課種	说措置及で	ド差押禁止		
税	目	所得税、印紙税、国税徴収法					
	戦没	支給法(昭和 40 年法	律第 100	号。以下			
	「法」	という。)に基づく戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(以下「特別弔					
	慰金」	という。)は、戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表すために					
	支給している(5年償還の記名国債を5年ごとに2回交付。)。						
	現行の特別弔慰金国債が令和7年4月に最終償還を迎えることから、令						
	年度以降も特別弔慰金の支給を行えるように法改正を行う予定であるが、						
	の特別弔慰金制度においてとられていた						
	①特別弔慰金を標準として、租税その他の公課を課さない措置						
要	②特別弔慰金に関する書類及び特別弔慰金国債を担保とする金銭の貸借に関す						
y	る書類について、印紙税を課さない措置						
	③特別弔慰金を受ける権利及び特別弔慰金として交付を受けた国債について、						
望	差押	えを禁止する措置					
	を存続することについて要望する。						
の	188 T	<i>₽</i>					
	<関係条文>						
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和 40 年法律第 100 号)(抄) (
N	内(差押えの禁止)				≛/ → ★		
	第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し						
容	押えることができない。 (非課税)						
	(非課税) 第十二条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができ						
	│ ない。 │2 特別弔慰金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債を担保とする金						
	銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。						
			平年度の減収見込額	_	百万円		
			(制度自体の減収額)	(–	百万円)		
			(改正増減収額)	(–	百万円)		
	1		1	1			

	沂	(1) 政策目的						
部	殳	特別弔慰金は、先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人軍属及び準						
•	•	軍属の方々に思いをいたし、これらの者の遺族(戦没者等の遺族の中に、恩						
打	広	給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受給する者がいない場合の、残さした。 ************************************						
3	子	れた遺族)に対して、国として弔慰の意を表すために支給するものである。						
7	Z							
15	t	2) 施策の必要性						
延		本特別弔慰金については、昭和40年度から継続して支給されており、戦没						
長		者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表す必要性には変わりがないこと (************************************						
	<u>*</u>	から、令和7年度以降も支給を継続する必要がある。						
	<u>-</u> <u>-</u>	また、法第 11 条及び第 12 条において、特別弔慰金に係る非課税措置及び						
	更	差押禁止措置を規定している。これは、弔慰の意を表すために適当とされた						
		法定の額を満額受給できるようにすることで、戦没者等の遺族に対して弔慰して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	<u>-</u> +	の意を表すという特別弔慰金の目的を果たすためのものである。						
-	;	非課税措置及び差押禁止措置を廃止すると、特別弔慰金に係る課税・差押						
		えにより、支給対象者が法定額を満額受給できなくなり、特別弔慰金の目的						
理を果たすことができない。								
В	Ħ	したがって、施策並びに非課税措置及び差押禁止措置の存続が必要である。 る。						
		基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応						
		した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や						
今		│ 政 策 体 系 │ 安心の確保等を図ること						
回		における 施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺						
の		政策目的の 帰収入日標3 戦傷病者・戦没有遺族等への援護、戦没有の遺						
要								
望		施策目標3-1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の						
	合	遺骨の収集等を行うこと						
租		戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表す。 政策の						
税	理	達成目標						
特	性							
		租税特別措						
別		置の適用又 一						
措		は延長期間						
置		同上の期間 中 の 達 成 –						
)		中 の 连 成						
1=		日						
関		達成状況 り、国として弔慰の意を表すという目標が達成されている。						
連		要望の						
す		措 置 の 今回発行する特別弔慰金国債の推計件数は、約60万件。						
る	有	適用見込み						
事	効	要望の措置 特別弔慰金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、弔慰						
_	性	の効果見込 の意を表すために適当とされた法定の額を満額受給できるよう の効果見込 にすることは、特別弔慰金の支給により、戦没者等の遺族に対						
項	1±	│ ^{み (手段とし} │ し、						
		ての有効性)。まれる。						
		•						

	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和7年度概算要求額735百万円(特別弔慰金の支給事務費)
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記予算措置は、当該特別弔慰金の支給に要するものであり、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置 の 妥 当 性	非課税措置及び差押禁止措置を講じ、引き続き特別弔慰金の 法定額の満額を受給できるようにすることは、戦没者等の遺族 に対して国として引き続き弔慰の意を表すという特別弔慰金の 目的を達成することにつながる。
これま	租税特別 措 置 の 適用実績	前回法改正(平成 27 年)以降の特別弔慰金に係る国債の発行 件数は約 171 万 3 千件。
Jれまでの租税特別措置	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
と 効 果	前回要望時 の達成目標	_
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時からの選問を受けるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	_
これまでの 要 望 経 緯		特別弔慰金に係る非課税措置等は、制度創設当初(昭和 40年)より講じられてきている。 ※ 直近は平成 27 年度に要望。